○弘前市議会政務活動費の交付に関する条例

平成27年９月29日
弘前市条例第41号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、弘前市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第２条　政務活動費は、弘前市議会における会派（所属議員が１人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第３条　会派に対する政務活動費は、各月１日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額50,000円を乗じて得た額を四半期ごとに交付する。

２　政務活動費は、各四半期の最初の月（以下「交付月」という。）に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

３　一四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

４　基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第１項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

５　政務活動費は、交付月の10日に交付する。ただし、その日が弘前市の休日に関する条例（平成18年弘前条例第２号）第１条に規定する市の休日に当たる場合は、その翌日とする。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第４条　政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなけ

ればならない。

２　政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第５条　政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

２　政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第６条　会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出等）

第７条　政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類（以下「領収書等」という。）を添付して、政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。様式）を作成し、議長に提出しなければならない。

２　前項の収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年４月30日までに提出しなければならない。

３　政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第８条　市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第５条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第９条　議長は、第７条第１項の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

２　何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

（透明性の確保）

第10条　議長は、第７条第１項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じ

て調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

２　議長は特に必要と認めたときは、前項に定める政務活動費の使途の透明性の確保を図るため、学識経験を有する者等に意見聴取等を行うことができる。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

この条例は、平成27年10月１日から施行する。

別表（第５条第２項関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

様式（第７条第１項関係）

年　　月　　日

弘前市議会議長　　様

会派名

経理責任者　　印

年度弘前市議会政務活動費収支報告書について

弘前市議会政務活動費の交付に関する条例第７条第１項の規定により、下記のとおり、　　年度弘前市議会政務活動費収支報告書を提出します。

記

年度弘前市議会政務活動費収支報告書

１　収　　入

政務活動費＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　支　　出　　（単位：円）

項　目	金　額	備　考
調査研究費		
研　修　費		
広　報　費		
広　聴　費		
要請・陳情活動費		
会　議　費		
資料作成費		
資料購入費		
人　件　費		
事務所費		
合　　計		

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

３　残　　額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円